あおぞらキャッシュカード規定

あおぞらキャッシュカード規定(準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定等も含み、以下「この規定」といいます。)は、お客さまが当行本支店(当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店も含みます。)に有するご本人名義の普通預金について当行から交付される当行所定のキャッシュカード(Visaデビット機能が付帯されたものも含み、以下「カード」といいます。)を、現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)による普通預金の預入れ、ATMまたは現金自動支払機(以下「CD」といい、ATMと総称して「CD・ATM」といいます。)による普通預金の払戻しその他の取引(以下これらを総称して「国内ATM等による取引」といいます。)に利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、当行所定の方法によりカードの暗証番号(デビット取引用の暗証番号ではありません。以下「暗証」といいます。)の届出をして当行から交付されるカードを、自らの判断と責任において、利用するものとします。

1. (カードの利用・発行等)

- (1) 国内ATM等による取引に関し、カードは、後記①から③までの場合に利用することができます。
 - ①当行所定の金融機関等(ただし、当行がATMの利用に係る現金預入業務を提携した金融機関等に限ります。以下「入金提携先」といいます。)のATMを使用して普通預金に預入れをする場合
 - ②当行所定の金融機関等(ただし、当行がCD・ATMの利用に係る現金支払業務を提携した金融機関等に限ります。以下「出金提携先」といいます。)のCD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合
 - ③その他、別に当行が定めた取引をする場合
- (2) 当行のお客さまに対するカードの交付は、当行所定の方法によるものとします。お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当行から発送したカードが未着として当行に返戻された場合、未着となった事由のいかんを問わず、返戻されたカードは、当行からの通知によって破棄することができ、お客さまはこのことにあらかじめ同意し、カードの交付を希望するときは、改めてそのための所定の手続のいっさいを行うものとします。
- (3) カードには有効期限のあるものとないものがあります。有効期限のあるものはカード表面に記載した年月の末日がそのカードの有効期限になります。
- (4) カードの有効期限到来前にお客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当行から有効期限を更新した新カードを発送したときは、新カードの表面に記載した年月の末日が新たな有効期限となります。なお、前記(2)の定めは、カードの更新の場合にも準用されるものとします。
- (5) 当行は、カード(有効期限のないカードも含みます。)が有効であっても、カードの利用を留保、制限または停止する別の定めに従い、国内ATM等による取引をおことわりすることがあります。
- (6) カード(有効期限のないカードも含みます。)が有効であるときに国内ATM等による取引に利用された場合の取扱いについては、無効となった後もこの規定を適用するものとします。

2. (ATMによる普通預金の預入れ)

(1) ATMを使用して普通預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、 1回あたりの入金額は、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (CD・ATMによる普通預金の払戻し)

- (1) CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、CD・ATMの画面表示等の操作手順に従って、CD・ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) CD・ATMによる払戻しは、CD・ATMの機種により当行または出金提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (4) お客さまは、CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする1日あたりの引出限度額を当行所定の金額 の範囲内で任意に設定または変更することができます。ただし、受付可能な設定または変更は当行所定の ものに限ります。また、当該設定または変更の手続は当行所定の方法によるものとします。
- (5) CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記4. (1) に規定するCD・ATM利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (CD·ATM利用手数料等)

- (1) ATMを使用して普通預金に預入れをする場合、CD・ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、当行および入金提携先・出金提携先所定のCD・ATMの利用に関する手数料(以下「CD・ATM利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) CD・ATM利用手数料は、普通預金の預入れ時・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで当該普通預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先・出金提携先のCD・ATM利用手数料は、当行から入金提携先・出金提携先に支払います。

5. (CD・ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないなど、当行がやむを得ないと認めた場合には、当行所 定時間内に限り、当行本支店の窓口(日本国内にある当行本支店の窓口に限ります。以下同様としま す。) でカードにより普通預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等によりCD・ATMによる取扱いができないなど、当行がやむを得ないと認めた場合には、 当行所定時間内に限り、当行がCD・ATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店 の窓口でカードにより普通預金の払戻しをすることができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱 いはしません。
- (3) 前記(2) による普通預金の払戻しをする場合には、当行所定の用紙に必要事項を記入のうえ、カードとともに提出し、備付けのテンキーパッドを使用して届出の暗証を端末に入力するなど、当行所定の手続をしてください。
- (4) 前記(3) の手続において、当行は、普通預金の払戻しをするにつき正当な権限を有することを確認する ための本人確認書類の提示その他の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるとき は、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- 6. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額およびCD・ATM利用手数料金額の通帳記入は、通帳が当行本支店の窓口に提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

7. (カードの喪失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちにお客さまから書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに当行はカードによる普通預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、後記9.から11.までに定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前にカードの喪失等の通知があった場合も前記(1)と同様とします。なお、この場合も直ちにお客さまから書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。
- (3) 氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合、または当行が必要と認めた場合には、直ちにお客さまから書面その他当行所定の方法によって変更事項を当行に届出てください。この場合、当行が必要と認めたときは、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) 暗証を他人に知られてしまった場合には、直ちにお客さまから当行所定の方法によって暗証の変更をしてください。この変更の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (5) お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当行から通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6) お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当行が行った通知または発送した送付物が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付物の発送を中止し、当行の判断によりお客さまによるカードの利用を制限または停止することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。
- (7) カードの喪失、暗証の失念その他の事由によるカードの再発行は、当行がこれを適当と認めたときに限り、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、前記1. (2) の定めは、カードの再発行の場合にも準用されるものとします。
- (8) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただく場合があります。なお、従来利用していたカードは、当行の指示に従って直ちに当行へ返却するかまたはお客さまの責任において切り込みを入れて破棄してください。これらを怠ったことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
- (2) お客さまは、暗証の照会はできません。暗証を失念した場合、当行所定の再発行手数料の支払その他のカードの再発行手続が必要となります。
- (3) 当行がCD・ATMの操作の際に使用されたカードを当行がお客さまに交付したものとして処理し、入力

された暗証と届出の暗証との一致を当行所定の方法により確認して普通預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行および入金提携先・出金提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造または変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記9.から11.までに定めるところによります。

- (4) 当行が当行本支店の窓口で提出されたカードを確認し、端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を当行所定の方法により確認して普通預金の払戻しをした場合の当行の責任についても前記(3)と同様とします。
- (5) 有効期限の到来その他の事由により無効となったカード(有効期限のないカードも含みます。)の取扱いに関し、お客さま(その相続人等を含みます。)は、当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却するかまたはお客さま(その相続人等を含みます。)の責任においてカードに切り込みを入れて破棄するものとします。これらを怠ったことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

9. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについては、お客さまの故意による場合または当該払戻しについて当 行が善意かつ無過失であってお客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を 生じないものとします。この場合、お客さまは、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状 況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
- (2) 前記(1) の規定は、当行と普通預金契約を締結する個人で、名義のいかんにかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

10. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、後記①から③までのすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しに係る損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認で きるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しに係る損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失(重大な過失を除きます。)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1) および(2) の規定は、前記(1) に係る当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な普通預金の払戻しが最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2) の規定にかかわらず、後記①または②のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、

当行は補てん責任を負いません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、後記A. からC. までのいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと
 - B. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われたこと
 - C. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあったこと
- (5) 前記(1) から(4) までの規定は、当行と普通預金契約を締結する個人で、名義のいかんにかかわらず 個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。
- 11. (CD·ATMへの誤入力等)
 - CD・ATMの使用に際し、金額等の誤入力またはCD・ATMの誤操作等により発生した損害については、当行および入金提携先・出金提携先は責任を負いません。
- 12. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは、他人に譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用 させることはできません。

- 13. (解約、カードの利用停止等)
 - (1) 普通預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当行所定の書式により当行に届出たうえで、そのカードを返却してください。また、別の定めに従い、普通預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
 - (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。
 - (3) 後記①から④までの各場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。ただし、取扱店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受ける等により、当行が、お客さまが利用するものであり、利用停止の事由が解消されていることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①前記12. に違反した場合
 - ②別の定めに従い、普通預金口座の預金取引の全部または一部が停止された場合
 - ③普通預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間利用がなく、かつ 残高が一定の金額を超えることがない場合
 - ④カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

14. (規定の準用等)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行所定の関連する諸規定等により取扱います。
- (2) この規定の定めに従った取扱いにより他の取引 (デビット取引も含みます。) にも影響が生じうる事項については、この規定を準用するものとします。
- 15. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄 裁判所とします。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日:2023年8月1日